

# 平成30年第1回浦幌町議会定例会 議会提出議案説明資料

## 目 次

- ・ 発委第1号（浦幌町議会基本条例の一部改正）説明資料…………… P 1～4
- ・ 発委第2号（浦幌町議会会議規則の一部改正）説明資料…………… P 5～8



# 浦幌町議会基本条例の一部を改正する条例説明資料

## 1 改正の趣旨

平成29年9月に防災体制について町に政策提案を行い、同時に議会としての災害時の対応について協議してきましたが、議会としては、議会BCP（業務継続計画）を策定し、議会機能の維持をしていくことを決定したところです。

このことから、議会の災害対応を議会基本条例に盛り込むとともに、最近の社会情勢や全国的な議会の活性化なども踏まえ、平成25年に施行した議会基本条例の全体的な見直しを行ったことから改正をするものです。

## 2 改正の内容

### ① 目次関係

条文の追加による変更

### ② 第16条関係

町民との情報・意見交換の場として一般会議のほか、まちなかカフェDE議会及びまちなかおじゃまDE議会を追加

### ③ 第19条関係

議員定数の条例提案に係る要件の変更

### ④ 第20条関係

議員報酬の条例提案に係る議員報酬の標準率又は議員報酬額を示すことの追加及び要件の変更

### ⑤ 第21条関係

政策形成マネジメントサイクルによる議会運営と議会活性化計画の策定による議会活性化の推進を新たに規定

### ⑥ 第22条関係

条例第27条の運用により実施してきた議会の評価を明文化し新たに規定

### ⑦ 第23条関係

災害時の対応として、議会BCPを策定し議会機能を維持するため新たに規定

### ⑧ 第24条関係

第21条から第23条の追加に伴う条の繰り下げ

### ⑨ 第25条関係

第21条から第23条の追加に伴う条の繰り下げ及び議員研修会・研究会実施に伴う条文の整理

### ⑩ 第26条から第30条関係

第21条から第23条の追加に伴う条の繰り下げ

## 3 施行期日

公布の日から施行する。ただし、改正後の第22条の規定は、平成30年4月1日から施行する。

改正後	改正前
○浦幌町議会基本条例	○浦幌町議会基本条例
目次	目次
前文	前文
第1章 総則（第1条－第3条）	第1章 総則（第1条－第3条）
第2章 議会及び議員の活動原則（第4条－第7条）	第2章 議会及び議員の活動原則（第4条－第7条）
第3章 町民と議会の関係（第8条）	第3章 町民と議会の関係（第8条）
第4章 町長等と議会の関係（第9条－第12条）	第4章 町長等と議会の関係（第9条－第12条）
第5章 会議の運営（第13条－第17条）	第5章 会議の運営（第13条－第17条）
第6章 適正な議会機能（第18条－第20条）	第6章 適正な議会機能（第18条－第20条）
第7章 議会機能の強化と体制整備（第21条－ <b>第28条</b> ）	第7章 議会機能の強化と体制整備（第21条－ <b>第25条</b> ）
第8章 継続的な検討と見直し手続（ <b>第29条・第30条</b> ）	第8章 継続的な検討と見直し手続（ <b>第26条・第27条</b> ）
前文（略）	前文（略）
第1条～第15条（略） （一般会議等の設置）	第1条～第15条（略） （一般会議の設置）
第16条 議会は、 <u>町政の諸課題に柔軟に対処するため、町政全般にわたって、議員及び町民が自由に情報及び意見を交換する一般会議、まちなかカフェDE議会、まちなかおじゃまDE議会（以下「一般会議等」という。）</u> を設置する。	第16条 議会は、 <u>地方自治法に基づく常任委員会、特別委員会等とは別に、</u> 町政の諸課題に柔軟に対処するため、町政全般にわたって、議員及び町民が自由に情報及び意見を交換する一般会議を設置する。
第16条～第18条（略） （議員定数）	第16条～第18条（略） （議員定数）
第19条（略）	第19条（略）
2（略）	2（略）
3 議員定数の条例改正案は、地方自治法第74条第1項の規定による町民の直接請求があった場合 <u>及び町長が提出する場合</u> を除き、改正理由の説明を付して <u>委員会又は議員</u> が提案する。 （議員報酬）	3 議員定数の条例改正案は、地方自治法第74条第1項の規定による町民の直接請求があった場合を除き、改正理由の説明を付して <u>必ず</u> 議員が提案する。 （議員報酬）
第20条（略）	第20条（略）
2 議員報酬の改正に当たっては、行財政改革の視点だけでなく、分権時代における議会の役割の増大、地域民主主義の確立、町政の現状と課題、将来の予測と展望を十分に考慮するとともに、議員・議会活動の評価等に関して <u>議員報酬の標準率又は議員報酬額を示し、</u> 町民意見等を <u>参考に</u> 適正な議員報酬の確立を期す。	2 議員報酬の改正に当たっては、行財政改革の視点だけでなく、分権時代における議会の役割の増大、地域民主主義の確立、町政の現状と課題、将来の予測と展望を十分に考慮するとともに、議員・議会活動の評価等に関して町民意見等を <u>聴取し、</u> 適正な議員報酬の確立を期す。
3 議員報酬の条例改正案は、地方自治法第74条第1項の規定による町民の直接請求があった場合 <u>及び町長が提出する場合</u> を除き、改正理由の説明	3 議員報酬の条例改正案は、地方自治法第74条第1項の規定による町民の直接請求があった場合を除き、改正理由の説明を付して <u>必ず</u> 議員が提案

改正後	改正前
<p>を付して<u>委員会又は議員</u>が提案する。</p> <p>第7章 議会機能の強化と体制整備 (議会活性化の推進)</p> <p><u>第21条 議会は、社会環境、経済情勢等の変化により新たに生じる町政の諸課題に対応するため、継続的な議会の活性化に努める。</u></p> <p>2 <u>議会は、政策形成マネジメントサイクルによる議会運営をするとともに、議会活動の実行目標、工程及び期間等を定めた議会活性化計画（議会活性化サイクル等をいう。）を策定し、議会の活性化に努める。</u> (議会の評価)</p> <p><u>第22条 議会は、町民に対し、議会の活動内容を公表し、情報を共有することにより、議会の活性化を図る。</u></p> <p>2 <u>議会は、議会の活性化に終えんがないことを常に認識し、議会としての評価を1年ごとに適正に行い、評価の結果を町民に公表する。</u></p> <p>3 <u>議会は、前項の議会の評価と合わせて、議会モニターによる外部評価を行い、町民に公表する。</u></p> <p>4 <u>議会の評価に関し必要な事項は、議長が別に定める。</u> (災害時の対応)</p> <p><u>第23条 議会は、町民の生命又は生活に直接影響を及ぼす災害等が発生した場合は、町民及び地域の状況を的確に把握するとともに、議会機能を的確に維持しなければならない。</u></p> <p>2 <u>前項に規定する災害等が発生した場合における議会の対応については、浦幌町議会業務継続計画（議会BCPという。）で定める。</u> (専門的知見の活用及び調査機関の設置)</p> <p><u>第24条</u> (略)</p> <p>2～4 (略) (議員研修の充実強化)</p> <p><u>第25条</u> (略)</p> <p>2 <u>議会は、議員研修の充実強化に当たり、広く各分野の専門家、町民各層等から情報を得て議員活動に活用する議員研修会及び研究会などを積極的に開催する。</u> (議会広報の充実)</p> <p><u>第26条</u> (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>する。</p> <p>第7章 議会機能の強化と体制整備</p> <p>(専門的知見の活用及び調査機関の設置)</p> <p><u>第21条</u> (略)</p> <p>2～4 (略) (議員研修の充実強化)</p> <p><u>第22条</u> (略)</p> <p>2 <u>議会は、議員研修の充実強化に当たり、広く各分野の専門家、町民各層等との議員研修会を積極的に開催する。</u> (議会広報の充実)</p> <p><u>第23条</u> (略)</p> <p>2 (略)</p>

改正後	改正前
<p>(議会図書室の充実)</p> <p><u>第27条</u> (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(議会事務局の体制整備)</p> <p><u>第28条</u> (略)</p> <p>(継続的な検討)</p> <p><u>第29条</u> (略)</p> <p>(見直し手続)</p> <p><u>第30条</u> (略)</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(議会図書室の充実)</p> <p><u>第24条</u> (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(議会事務局の体制整備)</p> <p><u>第25条</u> (略)</p> <p>(継続的な検討)</p> <p><u>第26条</u> (略)</p> <p>(見直し手続)</p> <p><u>第27条</u> (略)</p> <p>2・3 (略)</p>

# 浦幌町議会会議規則の一部を改正する説明資料

## 1 改正の趣旨

平成29年9月に防災体制について町に政策提案を行い、同時に議会としての災害時の対応について協議してきましたが、議会としては、議会BCP（業務継続計画）を策定し、議会機能の維持をしていくことを決定したところです。

このことから、議会の災害対応を議会基本条例及び議会会議規則に盛り込むとともに、最近の社会情勢や全国的な議会の活性化なども踏まえ、議会会議規則の全体的な見直しを行ったことから改正をするものです。

## 2 改正の内容

### ① 目次関係

条文の追加等による変更

### ② 第71条関係

合同委員会の開催を正式に会議規則で調査できるよう規定し、連合審査会との区別化を図る。

### ③ 第124条関係

章の追加及び調査機関の設置については地方自治法及び議会基本条例に規定されているが、詳細を会議規則に追加する。

### ④ 第125条から第127条関係

第16章の追加に伴う章の繰り下げ及び第124条の追加に伴う条の繰り下げ

### ⑤ 第128条関係

新たな章立て、第16章の追加に伴う章の繰り下げ及び第124条の追加に伴う条の繰り下げ並びにまちなかカフェDE議会とびまちなかおじゃまDE議会の追加

### ⑥ 第129条関係

第16章の追加に伴う章の繰り下げ及び第124条の追加に伴う条の繰り下げ

### ⑦ 第130条関係

章の追加及び災害時の対応として議会BCPを策定し、議会機能を維持するため新たに規定

### ⑧ 第131条関係

第16章の追加に伴う章の繰り下げ及び第124条並びに第130条の追加に伴う条の繰り下げ

### ⑨ 別表（第127条）関係

別表の条の繰り下げ及び議会BCPに規定する会議の追加

## 3 施行期日

公布の日から施行する。

改正後	改正前
○浦幌町議会会議規則	○浦幌町議会会議規則
目次	目次
第1章 総則（第1条～第13条）	第1章 総則（第1条～第13条）
第2章 議案及び動議（第14条～第20条）	第2章 議案及び動議（第14条～第20条）
第3章 議事日程（第21条～第25条）	第3章 議事日程（第21条～第25条）
第4章 選挙（第26条～第35条）	第4章 選挙（第26条～第35条）
第5章 議事（第36条～第49条）	第5章 議事（第36条～第49条）
第6章 発言（第50条～第64条）	第6章 発言（第50条～第64条）
第7章 委員会（第65条～第77条）	第7章 委員会（第65条～第77条）
第8章 表決（第78条～第88条）	第8章 表決（第78条～第88条）
第9章 請願（第89条～第95条）	第9章 請願（第89条～第95条）
第10章 秘密会（第96条・第97条）	第10章 秘密会（第96条・第97条）
第11章 辞職及び資格の決定（第98条～第101条）	第11章 辞職及び資格の決定（第98条～第101条）
第12章 規律（第102条～第109条）	第12章 規律（第102条～第109条）
第13章 懲罰（第110条～第116条）	第13章 懲罰（第110条～第116条）
第14章 公聴会（第117条～第122条）	第14章 公聴会（第117条～第122条）
第15章 参考人（第123条）	第15章 参考人（第123条）
<u>第16章 調査機関（第124条）</u>	第16章 会議録（ <u>第124条・第125条</u> ）
第17章 会議録（ <u>第125条・第126条</u> ）	第17章 協議又は調整を行うための場（ <u>第126条・第127条</u> ）
第18章 協議又は調整を行うための場（ <u>第127条</u> ）	
<u>第19章 議会報告会等（第128条）</u>	
第20章 議員の派遣（ <u>第129条</u> ）	第18章 議員の派遣（ <u>第128条</u> ）
<u>第21章 災害時の対応（第130条）</u>	
第22章 補則（第131条）	第19章 補則（ <u>第129条</u> ）
附則	附則
第1条～第70条（略）	第1条～第70条（略）
（ <u>連合審査会及び合同委員会</u> ）	（連合審査会）
第71条 委員会は、 <u>付託議案等の審査のため必要</u> があると認めるときは、他の委員会と協議して連合審査会を開くことができる。	第71条 委員会は、 <u>審査又は調査のため必要</u> があると認めるときは、他の委員会と協議して連合審査会を開くことができる。
<u>2 委員会は、調査のため必要があると認められるときは、他の委員会と協議して合同委員会を開くことができる。</u>	
<u>3 連合審査会及び合同委員会の運営その他必要な事項は、議長が別に定める。</u>	
第72条～第123条（略）	第72条～第123条（略）
<u>第16章 調査機関</u>	
<u>（調査機関の設置）</u>	
第124条 <u>法第100条の規定により、行政の課題に関する調査を行う必要があるときは、調査機関を設ける。</u>	



改正後	改正前
2 <u>調査機関の設置は、議決により設置する。</u>	
3 <u>議会基本条例第24条の規定による調査機関の設置についても、前項の規定を準用する。</u>	
<p style="text-align: center;"><b>第17章 会議録</b> (会議録の記載事項)</p>	<p style="text-align: center;"><b>第16章 会議録</b> (会議録の記載事項)</p>
<p>第125条 (略) (会議録署名議員)</p>	<p>第124条 (略) (会議録署名議員)</p>
<p>第126条 (略)</p> <p style="text-align: center;"><b>第18章 協議又は調整を行うための場</b> (協議又は調整を行うための場)</p>	<p>第125条 (略)</p> <p style="text-align: center;"><b>第17章 協議又は調整を行うための場</b> (協議又は調整を行うための場)</p>
<p>第127条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p style="text-align: center;"><b>第19章 議会報告会等</b> (議会報告会等)</p>	<p>第126条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p style="text-align: center;"><b>第17章 協議又は調整を行うための場</b> (協議又は調整を行うための場)</p>
<p>第128条 議会活動の状況報告及び町民との意見交換を行うための場として、議会報告会、一般会議、<u>議会モニター会議、まちなかカフェDE議会及びまちなかおじゃまDE議会</u> (以下「議会報告会等」という。)を設ける。</p>	<p>第127条 議会活動の状況報告及び町民との意見交換を行うための場として、議会報告会、一般会議及び<u>議会モニター会議</u> (以下「議会報告会等」という。)を設ける。</p>
<p>2 (略)</p> <p style="text-align: center;"><b>第20章 議員の派遣</b> (議員の派遣)</p>	<p>2 (略)</p> <p style="text-align: center;"><b>第18章 議員の派遣</b> (議員の派遣)</p>
<p>第129条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p style="text-align: center;"><b>第21章 災害時の対応</b> (議会BCP及び議会機能の維持)</p>	<p>第128条 (略)</p> <p>2 (略)</p>
<p>第130条 災害時における議会の対応については、<u>浦幌町議会業務継続計画</u> (以下「議会BCP」という。)で定める。</p>	
<p>2 災害時には、柔軟かつ迅速に対応するため、<u>委員会及び議会のすべての会議等の連携により機動力を高め、議会機能を維持する。</u></p>	
<p>3 災害時の運営及びその他必要な事項は、議長が別に定める。</p> <p style="text-align: center;"><b>第22章 補則</b> (会議規則の疑義)</p>	<p style="text-align: center;"><b>第19章 補則</b> (会議規則の疑義)</p>
<p>第131条 (略)</p>	<p>第129条 (略)</p>

改正後				改正前			
別表（第127条関係）				別表（第126条関係）			
(略)				(略)			
初議会運営会議	一般選挙後、最初に招集される議会の運営に関する説明、協議又は調整	全議員	事務局長	初議会運営会議	一般選挙後、最初に招集される議会の運営に関する説明、協議又は調整	全議員	事務局長
議会災害対策会議	災害時の議会機能を維持し、意思決定を行うための協議又は調整	議長 副議長 議会運営委員 会委員	委員長（議長）				
議会災害警戒会議	災害警戒時の議会機能を維持するための協議又は調整	議長 副議長 議会運営委員 会委員	委員長（議長）				
議会災害対策全体会議	災害時の議会機能を維持するための協議又は調整	全議員	委員長（議長）				